

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針

1. 総則

就労継続支援事業所ブルーステージは、事業所内において、感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるための体制を整備することを目的に、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、職員・利用者の安全確保を図ることとする。

2. 体制

(1) 感染防止委員会の設置

①目的

事業所内において感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する「感染防止委員会」を設置する。

②感染防止委員会の構成

次に掲げる者で構成する。

※委員長及び副委員長を 1 名ずつ選出する。

ブルーステージ 管理者

ブルーステージ サービス管理責任者

ブルーステージ 職業指導員

ブルーステージ 生活指導員

感染対策検討委員は、事業所内での感染及び食中毒の予防及びまん延の防止のための具体的な原案を作成し、感染症防止委員会に提案する。

③感染症防止委員会の業務

感染症防止委員会は、委員長の招集により感染症防止委員会を定例開催（3 か月に 1 回）の他、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じて開催し、「感染症及び食中毒の予防」と「感染症発生時の対応」の他、次に掲げる事項について審議する。

ア 感染症対策の立案

イ 指針・マニュアル等の整備

ウ 感染症対策に関する、職員研修の企画及び実施

エ 利用者の感染症の既往の把握

オ 職員・利用者の健康状態の把握

カ 感染症発生時の対応と報告

キ 感染症対策実施状況の把握と評価

(2) 職員研修の実施

職員に対し、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を目的とした「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」を感染防止委員会の企画により、以下の通り実施する。

①新規採用者に対する研修

新任研修において感染対策の基礎に関する教育を行なう

②定期的研修

感染対策に関する定期的な研修を年2回以上実施する

③外部研修の参加

外部で実施されている研修会へ積極的に参加し、事業所内研修においてフィードバックする

3. 平常時の衛生管理

事業所内の環境整備、衛生管理について以下の事項を徹底する

- (1) 整理整頓を心がけ、こまめに清掃・消毒を行なうこと
- (2) 使用したウエス類はこまめに洗浄すること（血液がついたものは廃棄）
- (3) 来客者が使用した椅子やテーブル、パーテーション、使用後の受話器は都度アルコール消毒系で拭き取ること。

4. 標準的な感染対策

(1) 手洗い

食事前、訪問先より戻った際には、流水による手洗いを行ない、未使用のウエスでよく拭き取る。

【禁止すべき手洗い方法】

- ・ ベースン法（浸漬法・溜まり水）



- ・ 布タオルの共同使用

(2) 手洗い消毒

手指消毒には、ラビング法を用いることにする

ラビング法（擦式法） アルコール含有の消毒薬を手に取りよく擦り込み、乾かす



※石鹸と流水で洗った後に行なうこと

(3) 日常の観察

職員は、以上の兆候をできるだけ早く発見するために

- ・毎朝の体調チェック
- ・利用者の体の動きや声の調子などについて観察

以下に掲げる異常症状を発見したら、すぐに帰宅して頂くか、
症状が酷くそれも叶わない場合保護者や関係機関に知らせること

＜注意すべき症状＞

発熱、ぐったりしている、意識がはっきりしない、
呼吸がはっきりしないなど全身状態が悪い、嘔吐や下痢

5. 感染症発生時の対応

(1) 感染症の発生状況の把握

感染症や食中毒が発生した場合や、それが疑われる状況が生じた場合には、以下の手順に従って報告すること

- ①職員の感染症や、食中毒を疑った時は、速やかに所長に報告し、利用者・職員の症状の有無についての把握を行なう。特に感染症については、発生日や濃厚接触者の状況把握に努め、管轄保健所にも連絡する。
- ②所長は、感染症の発生について職員から報告を受けた場合、職員に必要な指示を行なう。

(2) 感染拡大の防止

職員は感染症もしくは食中毒が発生したとき、またはそれらが疑われる状況が生じた時は、感染拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応すること。

- ①発生時は、手洗いや周囲の物品の消毒などを徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと

- ②利用者の感染が疑われる際には、通所を停止して頂くこと
- ③別に定めるマニュアルに従い、個別の感染対策を実施すること
※ブルーステージ各種マニュアル、新型コロナ「フロー図」など
- ④必要に応じて協力病院や保健所に相談し、応援を依頼及び指示を受けること

(3) 関係機関との連携

感染症もしくは食中毒が発生した場合は、以下の関係機関に報告して対応を相談し、指示を仰ぐなど、緊密に連携をとること。

- ・保健所
- ・行政

また、必要に応じて次のような情報提供を行なうこと

- ・利用者、職員への周知
- ・家族や関係機関への情報提供と状況の説明

6. その他

(1) 利用予定者の感染症について

一定の場合を除き、利用予定者が感染症や既往であっても、原則としてそれを理由にサービス提供を拒否しないこととする

(2) 指針等の見直し

本指針及び感染症対策に関するマニュアル類等は感染症防止委員会に定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

令和5年1月12日